

「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に関する意見募集の結果について

平成27年 月 日
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年7月25日（土）から8月24日（月）まで「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して2の個人又は団体から延べ2件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえて必要な修正を行った上で、本日、「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(別紙)

「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1	直ちに・速やかに、ではなく、具体的な期限を決めてください。	実際に発生した漏えい事案等に応じて、事案を把握したときから当委員会に報告するまでの期間の長さは異なることが考えられます。
2	・「特定個人情報保護委員会」のみではなく、漏えいしたまたは漏えいした可能性のある本人への連絡も行うようにしてほしい。 ただし、電話での連絡は現実的ではないため、郵便またはメールとしてほしい。どちらにするかは個人が選択できるようにしておく。 ・漏えいした機関の権限で漏えいしたまたは漏えいした可能性のあるナンバーの利用停止が可能であるようにしてほしい。また、本人との同意のもと利用再開も可能とする。 再開する場合、ユーザに危険を伝えたくうえでリスクを受諾してもらい利用再開とする。	二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡し、又は、本人が容易に知り得る状態に置くこととしております。また、独立行政法人等個人情報保護法等の規定により、利用停止を請求することが可能となっております。 手段については、各機関が行う方法によるものであり、具体的な手段を限定することは困難であると考えます。